

第 95 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 26 日（火）14 時 00 分～15 時 45 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、玉置久、中川丈久、西村裕三、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
行財政局収税部収税課長
保健福祉局生活福祉部保護課長
保健福祉局保健所調整課担当課長
こども家庭局こども企画課担当係長
都市局計画部公共交通課担当課長
消防局警防部警防課長
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長
地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立神戸アイセンター病院事務局長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局副局長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
1 名
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①収税課における防犯カメラの設置について
 - ②生活保護システムへの情報項目の追加について
 - ③精神入院医療費助成制度の実施について
 - ④こべっこウェルカムプレゼント事業の実施について
 - ⑤神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを活用した購入者情報システムの利用について
 - ⑥災害時オペレーションシステムの統合・更新に伴う災害現場映像配信機能の追加について
 - ⑦Pocket Chart を用いた救急・重篤患者に対する専門医等のコンサルタントの実施について（神戸市立医療センター中央市民病院）
 - ⑧臨床研究データ変換システムの導入について（神戸市立神戸アイセンター病院）
 - (2) その他
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）

5. 議事要旨

(1) 審 議

①収税課における防犯カメラの設置について

行財政局収税部収税課から、収税課における防犯カメラの設置について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 県内で防犯カメラを設置している自治体は多いのでしょうか。
- 収 税 課 神戸市外では何ヵ所か設置しています。
- 委 員 同様の収税部門について、他都市で先行して実施しているところはありませんでしょうか。
- 収 税 課 他市の調査はできておりません。
- 委 員 現在、収税課は新長田の合同庁舎内に集約されているのでしょうか。
- 収 税 課 そうです。
- 委 員 記録データの消去と書かれているところですが、後ろの取り扱い要領のところなのですが、読み取りが物理的に行えないというのは、という言い回しはセキュリティポリシーで書かれているのでしょうか。読み取りを物理的に行えないというのは、どういうことでしょうか。
- 事 務 局 情報セキュリティポリシーでは、電子記録媒体の廃棄方法について、庁内で指示をしております、その際に、物理的に完全に破壊するという事で、読み取りができない状況にしなければというかたちで指導しております。それを踏まえての対応です。
- 委 員 読み取りが物理的に行えないというのは。
- 委 員 要するに、読み取りが行えないように物理的に破碎、であれば意味がとおります。
- 委 員 そういうことです。端的に言いますと。言い方だけの問題です。

- 収 税 課 わかりました。
- 委 員 その点、修正してください。他にいかがでしょうか。事務局に確認したいのですが、これまで、当審議会でも何度も防犯カメラの設置についての諮問があったと思いますが、取扱要領はひな形というようなものと理解してよいでしょうか。
- 事 務 局 要領の作成にあたっては、先行事例を参考にしながら、各所管課が作成しておりますので、ほぼ同様の取り決め方で行われております。
- 委 員 これまで審議会が承認してきたものと同じ内容と考えてよいでしょうか。
- 事 務 局 そうです。
- 委 員 そろそろ統一した基準みたいなものを作る時期ではないかという気がしますね。何度もやっていますから。
- 事 務 局 全庁的ではありますが、特定個人が識別できる状況であれば、当審議会にお諮りをさせていただいてということになるのかなと思いますが、類型化という形で中身について、標準的な要領等を整えたうえで、類型化することはひとつの考え方としてあると思います。そういう形で一度事務局で検討したいと思います。
- 委 員 記憶にあるだけで数件あったような気がします。
- 委 員 あまねく防犯カメラが類型化という趣旨ではなくて、何か絞り込みができるのであればと思います。すべて防犯カメラをとということになると違うと思います。
- 委 員 防犯カメラを設置するときの基本的なルールみたいなものを、統一しておいてもよいのではと思います。
- 事 務 局 一度、事務局で検討させていただきまして、審議会にお諮りさせていただきます。
- 委 員 ご検討ください。他にご意見がございませんでしょうか。この諮問案件について、審議会としての答申案をまとめたいと思います。
暴言や暴力などによる不当要求行為等が度々発生する収税課に防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑制及び発生時の迅速、適切な対応

に寄与するものと考えられます。市民等の安全確保の観点から、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②生活保護システムへの情報項目の追加について

保健福祉局生活福祉部保護課から、生活保護システムへの情報項目の追加について、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 員 形式的なものです。個人情報保護対策についてシステム上の保護、運用上の保護をされるということですが、今回の諮問は追加ですから、これまでされているシステムに項目を追加したということですね。図を見せていただくと、生活保護システムは電子計算機処理を行うということですね。手帳の利用状況をすべて持つてくるということですか。
- 保護 課 資料の青枠のみの情報を取り込み、あとは必要な時に福祉情報システムを閲覧するということです。
- 委員 員 生活保護システムは、これまでどおり個人情報保護対策をしっかりとすることでよろしいでしょうか。
- 保護 課 はい。
- 委員 員 情報項目に介護保険情報はあるのですが、医療保険情報はなくてもよいのでしょうか。
- 保護 課 福祉情報システムに医療情報がありますので、今回は対象とはなっていません。
- 委員 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。生活保護システムを改修し、福祉情報システム内に格納している精神障害者保健福祉手帳所持者の情報と連携して、電子計算機処理するということですが、そのことにより、保護費受給資格の確認手続きの効率化が図れるため、市民サービスの向上に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③精神入院医療費助成制度の実施について

保健福祉局保健所調整課から、精神入院医療費助成制度の実施について、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 事務処理用端末というのが、今回新たに導入されるものなのでしょうか。
- 調整課 日常、職員が使用している個人用パソコンです。
- 委員 個人情報保護対策において、端末機の操作にあたっては、という書き方がされていますが、これは、新たに行うということではなくて、すでに行っているということでしょうか。
- 調整課 はい。
- 委員 その上にデータを乗せるということですね。サーバと端末の間もそうですし、他機関との間もそうですけど、そういうものが一定のセキュリティを有しているもののうえで、この情報を取り扱うということで理解すればよいですね。
- 調整課 はい。
- 委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
精神入院医療費助成制度を実施するにあたり、対象者に制度案内をするため、住民基本台帳情報及び自立支援医療の認定者情報を利用し、対象者データを抽出すること、及び対象者の資格要件や支払状況の確認について電子計算機処理することですが、そうすることにより、早期の入院治療、退院後の地域生活への円滑な移行促進に寄与するものであり、公益に資すると認められます。さらには、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④こべっこウェルカムプレゼント事業の実施について

こども家庭局こども企画課から、こべっこウェルカムプレゼント事業の実施について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 この事業は、この年度に行う事業のみを指しているのでしょうか。
- こども企画課 思いとしては、続けていきたいと思っておりますが、この事業は今年の当初の事業ではなくて、9月に補正予算という形で付いたものです。今年度の途中から始まるもので、来年度以降については来年度予算で要求していくということになります。
- 委員 住民基本台帳情報やDV情報、児童手当受給世帯情報を利用するということが、それぞれの個人情報がかどのように使われるのか。当該年度で1回使うことになるのでしょうか。
- こども企画課 4月2日から10月末までの情報を1回使用します。それ以降については毎月、月末時点で使用します。
- 委員 それらの情報は、USB等の物理的な媒体でもらうということですが、児童手当の情報を扱う必然性はあるのでしょうか。
- こども企画課 児童手当を利用する理由ですが、DVを受けている方は住民票を移さずに逃げておられる方がいます。居所といいます、その情報は児童手当を所管している家庭支援課が持っていますので、そちらの情報を利用して住民基本台帳の住所ではなくて、居所に案内を送ることを考えています。
- 委員 逃げている方に対して、住民基本台帳のデータではなくて、児童手当のデータを利用するということですね。
- こども企画課 はい。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。住民基本台帳情報及び児童手当受給者情報を利用して、こべっこウェルカムプレゼント事業の対象者を抽出し実施することは、神戸の子育て支援サービスや神戸で子育てする魅力を知る機会となり、人口減少対策に寄与すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思っております。

⑤神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを活用した購入者情報システムの利用について

都市局計画部公共交通課から、神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを活用した購入者情報システムの利用について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）、条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 令和 3 年度からは、マイナンバーカードを持っていないと買えないということですか。
- 公共交通課 はい。
- 委員 マイナンバーカードの高齢者の普及率はどのくらいでしょうか。
- 公共交通課 高齢者は平均よりも高いと聞いております。3 割くらいと聞いております。
- 委員 全員に普及していて、持っているということが前提で、このような制度に移行するのであれば、合理性があると思うのですが、7 割の方、全国的には 2 割もいないと思うのですが、2 年間周知して、3 年以降はカードがないと買えないというサービスは利用者に対して、どうお考えですか。
- 公共交通課 今年度、12 月から市民モニターを募集して実証実験を行います。シーパスイワンの販売だけでなく、マイナンバーカードの普及も目的に行う予定で、併用して取り組んでいきます。マイナンバーカードを保有する方が便利ですよ、はがきの紛失の際も便利にできますよ、ということをお分かっていると、この取り組みを今年度から開始していき、来年度から併用していく、併用するなかで、送付するはがきの中にマイナンバーカードをご活用いただくこともしっかり周知させていただきたいと考えています。また、神戸電鉄の車内、駅構内においてマイナンバーカードの購入を周知していきたいと考えています。
- 委員 マイナンバーカードはいろいろなことに活用できるので、政府も普及に努めているのですが、それでも、まだ全国的に 2 割もいないと思うのですが、シーパスイワンを利用するために普及率は上がるもののでしょうか。
- 公共交通課 ほとんどは北区の方になります。普及できるかどうかについては、がんばって普及していきたいということしかないのですが。

- 委員 令和 3 年度以降、マイナンバーカードを持っていない方はこの制度を受けられないということなんでしょうか。
- 公共交通課 今はそれを目指していきたいと思います。
- 委員 急に普及率は上がるものなのかなという、素朴な疑問があります。
- 公共交通課 今はそれを目指しているのですが、来年度事業を行うなかで普及率が上がらないということであれば、もう 1 年併用していくということを考えていけないといけないと思うのですが、今の目標としては令和 3 年度からを考えています。現在、区役所と共同で福祉センター等においてマイナンバーカードの普及に努めているところです。
- 委員 できれば、情報弱者といいますか、マイナンバーカードを取得できない方に対しても、サービスの低下がないように、できれば普及率を勘案しながら実施してほしいと思います。
- 委員 マイナンバーカードについては、国もポイントシステム等を検討して普及に努めているところみたいですが。他に何かご質問等はございますか。
- 委員 シーパスワンというのは神戸市のサービスで、鉄道事業者と組んで行うということですか。
- 公共交通課 はい。
- 委員 ということは、シーパスワンサーバは神戸市側にあるということですか。
- 公共交通課 はい。
- 委員 今後、鉄道事業者が増えるということはあるのでしょうか。
- 公共交通課 今のところはありません。
- 委員 神戸市がシーパスワンサーバを持って、鉄道事業者は複数接続してもよいと。
- 公共交通課 物理的には可能になります。
- 委員 神戸市のなかに新たに設置するサーバに、仮想化基盤を使わずに独自にサ

サーバを構築しようとするのは、何か特別な事情があるのでしょうか。セキュリティで守られているのでいいと思うのですが。

○公共交通課 費用的な面から考えまして、クラウドサービスを利用の方が安価であるということで判断しました。

○委員 分かりました。なんとなくしないといけないことが継続的に増える気がして、負担かなという気がしたんですが。また、個人を特定するのはサーバのなかでは ID ということになっているのですが、この ID と特定の人との間のマッチング情報はどこで持っているのでしょうか。

○公共交通課 シーパスワン DB サーバサブというところで持っています。

○委員 そこで格納するということですね。マイナンバーカードが前提ということですが、システム事業者まで行って、そこで消えてしまうのでしょうか。

○公共交通課 システム事業者のなかにあるデータベースサーバにも、1年間保存されることとなります。必ずタブレット端末から、一旦システム事業者を経由しますので、そこでこの方が以前購入したかどうかなどを判断することになります。

○委員 システム事業者は、そういう機能を持っていると。マイナンバーに関する情報はそこで止まっていて、そこで個人的な情報と ID が神戸市側に来ると。ですから神戸市側には、取り扱う個人情報の中に、マイナンバーというダイレクトなものはなかったんですけど、そういう仕組みになっているということですね。

○公共交通課 そのとおりです。

○委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。シニア層を対象とした企画乗車券の交付事業において、マイナンバーカードを活用した購入者情報システムを導入し、電子計算機処理すること、また、マイナンバーカードの電子証明書を照合するため、J-Lis 等と電子計算機を結合することは、マイナンバーカードがどの程度普及するかということもありますが、利用者の利便性の向上に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

- ⑥災害時オペレーションシステムの統合・更新に伴う災害現場映像配信機能の追加について
消防局警防部警防課から、災害時オペレーションシステムの統合・更新に伴う災害現場映像配信機能の追加について、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。
- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 撮った映像を保存する必要性は高いと思うんですけど。個人の顔を分らないようにすると。できないときはしないということだったんですが、そこまでする必要はあるのでしょうか。個人の情報を守ることと公益があるかとの兼ね合いということだと思いますが、外部に漏れてはいけないんですが、内部で必要な訓練等に利用するということですから、行き過ぎという気もしますが。それがひとつと、ドローンの映像はいったん外部の通信事業者に渡るといえるのでしょうか。通信事業者がデータを削除することになるのでしょうか。
- 警防課 通信事業者の回線サービスは、IP-VPNの専用線網を使っていますが、サーバは通信事業者が保存することにはなっていません。
- 委員 できない。そう意味では心配はないということですね。紛失の場合にデータを消去と資料に書いてあるので、データが事業者にあるのかなと思ったのですが。
- 警防課 端末装置のなかにデータがあり、遠隔操作でデータを消すということです。
- 委員 端末装置のなかにデータあるということですね。では2点目はいいですね。1点目はちょっと行き過ぎという気がしました。
- 委員 他にご質問がございませでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。災害時オペレーションシステムとして更新し、新たにスマートフォンやドローンを用いて撮影した災害の映像を管制室等で視聴可能とすることにより、情報の可視化、共有化を図ることができ、迅速な災害現場の消防活動に寄与すること、また、特殊事案のデータを研修資料として利用することは、消防活動の向上が期待でき、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思いません。

⑦ Pocket Chart を用いた救急・重篤患者に対する専門医等のコンサルタントの実施について
(神戸市立医療センター中央市民病院)

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課から、Pocket Chart を用いた救急・重篤患者に対する専門医等のコンサルタントの実施について、条例第 11 条 (電子計算機処理の制限) に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 Pocket Chart の端末を外に持ち出して、データをファイヤーウォールの回線のなかにもってくるということですね。基本的に VPN がしっかりしていれば問題ないと思うのですが、5 ページの図は今回追加した部分だけが、例えば、左側ですと Pocket Chart とゲートウェイサーバの間には、Wi-Fi で接続された上でデータが流れるということですが、右の図は赤い線を除くと Pocket Chart はどこともつながっていない。無線であれ、有線であれ、これは、ファイヤーウォールとファイヤーウォールの外側で接続されるんですよね。4G とか LTE を使うんでしょうけど、そこをはっきり書いておいた方がセキュリティという意味ではいいんじゃないでしょうか。
- 情報戦略課 はい。
- 委員 そうしたときに、記述が気になるところは、7 ページのシステム上の保護の④のところ、「専用回線とする」となっていますが、専用回線はファイヤーウォールから内側ですよ。院外から専用回線でつなげることはないと思いますので、記述を正確にされた方がよいと思います。間違いではないですが、気になりました。
- 情報戦略課 分かりました。
- 委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。電子カルテの閲覧が可能な Pocket Chart のシステムを拡張して、院外からも閲覧可能とすることにより、救急・重篤患者の発生時に、院外にいる専門医等にコンサルタントする際に、画像や検査結果などが確認できるため、迅速かつ適切な指示ができ、公益に資すると認められること、さらには、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧臨床研究データ変換システムの導入について（神戸市立神戸アイセンター病院）

地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立神戸アイセンター病院事務局から、臨床研究データ変換システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 院内にサーバを設置するということですね。院内のネットワークに接続するわけですよね。サーバにつなぐというイメージですかね。端末のサーバ操作というのは、どういう接続形態になるのかなど。
- アイセンター事務局 電子カルテシステムから DWH にシステム的にはデータを吐き出しています。そのデータを院内に置いた今回導入するシステムに転送します。匿名化なり、データを蓄積するということになる。それにおいては、院内の特定の端末からアクセスをすることになりますので、持ち込んだ端末からアクセスをするという意味ではありません。
- 委員 そのあたりの物理的な接続形態みたいなものが書かれていないので、万が一のときに、こんなにセキュリティを担保しているのに、これだけだと物理的な形態を抜きに、機能的にここからここへデータを送りますよと言っているだけで、セキュリティを担保している書き方になっていないので、そこはされておいた方がいいと思います。そのうえで、変換されたデータに必要な研究者等がアクセスし、それを転送する許可をだす、そういう形で外に漏れないということを担保していると思うんですけど、ここだけの記述だと、物理的な話と機能的な話がごちゃっとなっていると思います。
- アイセンター事務局 分かりました。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。同意を得た患者の診療情報を臨床研究データとして活用するにあたり、データ変換システムを導入することにより、電子カルテの患者情報を臨床研究情報へデータ変換することが容易となり、臨床研究データ品質の向上、コスト縮減を図ることが可能となり、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、16件の諮問への答申文ですが、審議会としての

方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

(2) その他

特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について (報告)

部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 この度、マイナンバーを含む特定個人情報を取扱う1件の事務について、事務の変更に伴い、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」に該当する記載内容の変更がありましたので、11月22日に点検部会を開催しました。事務の主な変更点としましては、「母子保健に関する事務」については、新たに番号法の改正に伴い乳幼児健康診査の受診の有無等の情報を、他の自治体間で情報連携を行うことになったこと、また、新生児聴覚検査結果等の情報をシステムによって管理することになりました。審議の結果、点検部会としましては、いずれの変更箇所におきましても「妥当」と判断いたしました。なお、答申書はお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧ください。以上で、点検部会の報告を終わります。

○委員 それでは、これをもちまして、第95回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。